## 施 設 賃 貸 借 契 約 書 ( 案 )

賃貸人 津市(以下「甲」という。)と賃借人 ●●●(以下「乙」という。) とは、市有財産について、次のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という。) を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる施設(以下「本件施設」という。)を 乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

施設名称	所在地	賃貸借部分	貸付面積
津市上下水道庁舎	津市殿村5番地	設置先物件調	$ m m^2$
(その○)		書○のとおり	III

2 甲及び乙は、本件施設が、借地借家法(平成3年法律第90号)第1条に 定める建物に該当しないことを確認した。

(賃貸借期間)

第2条 本件施設の賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31 日までの期間とする。

(用途指定)

- 第3条 乙は、本件施設を自動販売機の設置の用途に供するものとする。
- 2 乙は、前項の自動販売機の設置に当たって、津市上下水道庁舎内自動販売 機設置場所の貸付けに係る実施要領の記載事項を遵守しなければならない。 (引渡し)
- 第4条 甲は、賃貸借期間の開始日に、本件施設を現状有姿で乙に引き渡すものとする。

(契約保証金)

第5条 受注者は、契約を締結する際に、年額賃料の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

(賃料)

第6条 本件施設の賃料は、年額●●●●●●円(うち消費税及び地方消費税の額●●●●円)とする。ただし、年の中途において本契約が終了したとき(第12条の規定により本契約が解除された場合を含む。)は、その年分の賃料は、日割計算(年365日)によって算定した額(1円未満切捨て)とする。

- 2 乙は、前項の賃料を、毎年5月31日までに甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の賃料は、消費税率及び地方消費税率の改正があったときは、改正 後の消費税率及び地方消費税率に基づき算定した賃料に改定されるものとす る。
- 4 本件施設の価格の増減、近隣の類似建物の賃料その他経済情勢の変動等(前項の消費税率及び地方消費税率の改正があったときを除く。)により賃料が不相当となったときは、甲、乙協議の上、第1項の賃料を改定できるものとする。

(光熱水費相当額の負担)

第7条 乙は、乙が本件施設を使用するために必要な光熱費及び上下水道使用料に相当する額(以下「光熱水費相当額」という。)を甲が指定する期日までに甲に支払うものとする。

(遅延損害金)

第8条 乙は、第6条の賃料、第7条の光熱水費相当額その他の乙が甲に対し支払うべき債務を支払期限までに支払わないときは、支払期限の翌日から支払済みの日までの日数に応じ、年(365日)8.7パーセント(支払期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年(365日)2.4パーセント)の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

(暴力団排除条項)

- 第9条 乙は、甲に対し、現在及び将来にわたって次に掲げる事項を表明し、 確約する。
  - (1) 自ら(法人の場合は、代表者、役員その他いかなる名称を有する者かを 問わず実質的に経営に支配力を有する者と認められる者を含む。)又は出 資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有 する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力(以下「反社 会的勢力」という。)ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
  - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用をき損する行 為

(禁止又は制限される行為)

- 第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ないで次に掲げる行為を行ってはな らない。
  - (1) 本契約に基づく賃借権を第三者に譲渡し、又は本件施設を転貸すること。
  - (2) 本件施設を第3条の用途以外の用途に供すること。
  - (3) 本件施設の形状変更を行うこと。
  - (4) 本件施設の増築、改築、移転、改造、改修若しくは模様替又は本件施設の敷地内における工作物の設置(以下「増改築等」という。)を行うこと。
- 2 乙は、本件施設の使用に当たって次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 本件施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - (2) 本件施設を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供すること。
  - (3) 本件施設を公序良俗に反し、又は法令に違反する用に供すること。
  - (4) 本件施設について、汚染を発生させ、騒音、振動、有毒ガスの放散、汚水の排出など近隣の迷惑となる行為をし、又は本件施設を滅失き損するような行為をすること。
  - (5) 階段、廊下等の共用部分又は本件施設の周辺に物品を設置すること。
  - (6) 本件施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は 威勢を示すことにより、第三者に不安を覚えさせること。
  - (7) その他甲が不適当と認める用に供すること。

(賃貸借期間中の管理義務)

- 第11条 乙は、賃貸借期間中は本件施設の管理責任を負うものとし、善良な管理者としての注意をもって、本件施設の維持に努めるものとする。
- 2 乙は、本件施設の使用等に伴い、第三者からの苦情その他紛争が生じたと きは、誠実に解決に当たらなければならない。
- 3 乙は、本件施設内に修繕を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を 甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって本件施設の修繕が必要となったと きは、乙の負担において速やかに修繕を行わなければならない。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、催告をせず、直ちに 本契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が反社会的勢力であると認められたとき。
- (2) 乙の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認 められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の死亡又は消滅により、本契約に基づく賃借権を承継する者がいないとき。
- (7) 乙が、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分その他これらに類する手続の申立てを受けたとき。
- (8) 乙が、破産、民事再生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
- (9) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき又は乙が本契約に違反する 行為を行ったとき。
- (10) 乙が、第6条の賃料、第7条の光熱水費相当額その他の乙が甲に対し支 払うべき債務の履行を怠り、甲が期限を付して督促をしたにもかかわらず、 当該期限までにこれを履行しないとき。
- (11) 乙が、第10条第1項又は第2項(第1号から第4号までを除く。)に 違反し、甲がその是正を求めた期日までに是正に応じないとき又は同条第 2項(第1号から第4号までに限る。)に違反する行為を行ったとき。
- (12) 国、地方公共団体(甲を含む。) その他公共団体において公用又は公共 用に供するため必要とするとき。
- (13) 乙が津市上下水道庁舎内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領に 定める記載内容を遵守しないとき。
- (4) その他乙が本契約を継続し難い重大な背信行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金は、発注者に帰属する。

3 契約保証金の納付を免除された者は、第1項の規定により契約を解除され た場合においては、年額賃料の10分の1に相当する額を違約金として納付 しなければならない。

(不可抗力による契約の終了)

- 第13条 天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰することのできない不可抗力によって本件施設が滅失し、又はその大部分がき損して使用不能となった場合には、本契約は終了するものとする。
- 2 前項の場合において、甲及び乙は、それぞれ相手方に対して違約金、損害 賠償金等の請求を一切行わないものとする。

(返還)

- 第14条 乙は、本契約の終了に当たって、甲の指定する期日までに(第12 条の規定により甲が本契約を解除した場合にあっては、本契約の終了後直ち に)乙の負担において本件施設を原状に復して甲に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、通常の使用及び収益によって生じた本件 施設の損耗並びに本件施設の経年変化については、原状に復する必要がない。
- 3 乙は、本件施設の返還に際して、立退料、移転料等その他名目のいかんに かかわらず、甲に対し、金品その他の請求を一切することができない。
- 4 甲は、乙が第1項の原状回復をしないことにより損害を被ったときは、乙 に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 5 乙は、本件施設の返還が遅延したときは、使用の有無にかかわらず、本契 約終了日の翌日から返還完了に至るまで、直近賃料の倍額に相当する額の使 用損害金を甲に支払わなければならない。
- 6 甲は、賃貸借期間の中途において本契約が解除されたときは、乙の請求により、既払賃料のうち明渡しのあった日の翌日から既払賃料に係る賃貸借期間の末日までの期間の賃料に相当する額を還付するものとする。ただし、乙に甲に対する債務があるときは、この限りでない。

(必要費等の請求権の放棄)

第15条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、第12条の規定に基づく甲による契約解除があったときは、本件施設について支出された必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に対して請求することができない。

(損害賠償等)

第16条 乙は、本件施設の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、原 状に復し、又はその滅失若しくはき損による損害を賠償しなければならない。 ただし、乙がその滅失又はき損が乙の責めに帰すべき事由によらないことを 証明した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため 甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実地調査等)

第17条 甲は、その必要があると認めるときは、本件施設に関し実地に調査 し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(契約不適合責任の特約)

- 第18条 本契約の締結後、本件施設に品質上の問題が発見された場合であっても、甲は、乙に対して、本件施設の品質上の問題に一切の責任を負わないものとし、乙は、甲に対して、追完、賃料の減額、契約の解除及び損害賠償を請求すること並びに契約の取消しを主張することができないものとする。 (費用の負担)
- 第19条 次の各号に係る費用は、乙の負担とする。
  - (1) 本契約の締結に要する費用
  - (2) 自動販売機(証明用計器(子メーター)及び回収ボックスを含む。)の調達、設置及び移設に係る費用
  - (3) 電気使用料等の自動販売機の運用に係る費用
  - (4) その他事業実施に係る一切の費用 (裁判管轄)
- 第20条 本契約に関する訴訟及び紛争については、甲の所在地を管轄する裁 判所を管轄裁判所とするものとする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約における各条項の解釈に疑義が ある事項については、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い誠意を もって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 その1通を保有するものとする。 令和 年 月 日

甲 津市殿村 5 番地 津市 津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

 $\angle$